

令和6年第5回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年6月21日（金） 開 会：14時00分 閉 会：14時38分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教	育	長	厚	東	和	彦
委		員	松	田	福	美
委		員	吉	本	妙	子
委		員	片	山	研	治
委		員	岡	寺	政	幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教	育	部	長	十	楽	さ	ゆ	り					
教	育	部	次	長	伊	上	慎	一					
教	育	政	策	課	長		〃						
生	涯	学	習	課	長	上	野	和	子				
人	権	教	育	課	長	山	本	孝	二				
学	校	教	育	課	長	稲	垣	宏	美				
学	校	給	食	課	長	河	村	武	志				
中	央	図	書	館	長	石	村	和	広				
新	南	陽	総	合	支	所	地	域	政	策	課	主	査
平	野	貴	志										
熊	毛	総	合	出	張	所	次	長					
坂	本	和	也										

5 会議の書記の職氏名

教	育	政	策	課	課	長	補	佐	大	竹	新	人
教	育	政	策	課	係	長	田	中	良	二		

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第12号	周南市学校運営協議会委員の委嘱について
3	報告第13号	周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
4	報告第14号	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
5	報告第15号	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
6	議案第17号	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 周南市青少年育成センター運営委員の解嘱及び委嘱について・・・（生涯学習課）

※資料 当日配付

(2) 共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただいまから「令和6年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。

教育長

議事日程に従いまして、進めてまいります。

まず日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと吉本委員さん」にお願いいたします。

2	周南市学校運営協議会委員の委嘱について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第2、報告第12号「周南市学校運営協議会委員の委嘱」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは1ページ、報告第12号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」報告をいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページを御覧ください。

本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置されております。

学校運営協議会委員は、令和5年度末、3月31日をもって、2年間の任期が満了いたしました。そのため、周南市学校運営協議会規則第5条に則り、議案書2ページから15ページに掲載をしております皆さんに、令和6年4月1日付で、令和8年3月31日までを任期とする委嘱を行いました。

それぞれの関係機関等の決定に時間を要し、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、御質問がございましたらお願いいたします。

片山委員

以前説明があったかもしれませんが、この表の中の区分という数字はそれぞれどういう意味があるのでしょうか。

学校教育課長

失礼いたします。委員からお話がありましたこの表の区分につきましては、この協議会の委員につきまして、広い視野からの御意見がいただきたいということで、メンバーの区分が規則で決まっております。

1が対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、2がその学校が所在する地域の住民、それから3が社会教育法に則って学校協働活動推進その他の学校の運営に資する活動を行うもの、4が対象学校の校長、5が対象学校の教職員、そして6が学識経験者、7が関係行政機関の職員、8がその他教育委員会が適当と認めるものということになっております。以上です。

片山委員

ありがとうございました。

教育長

よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

各学校によって、人数が異なっていると思うのですが、生徒数が多い所は人数が多いということでもないような気がするのですが、そのあたりの決め事というのはございますか。

学校教育課長

これも規則のほうで、この協議会の委員は、校長が協議会の目的を達成するために必要とする人数とすると定められておりますので、学校長が必要だと思う人数を決めるように規則では決まっております。

教育長

学校によってまちまちだということですね。

吉本委員

規則について、今でなくてもいいのですが、記してあるものがあれば是非お見せいただければと思います。

学校教育課長

はい、分かりました。

教育長

では、今日、後ほどでもお渡し願います。

学校教育課長

はい、後ほどお持ちいたします。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

はい。先程からお話が出ている、人数が違うとか、それぞれの区分の方のバランスとかいうのもあるのですが、全体的に見て、協議会の組織づくりというのはそれぞれの学校で、工夫されていると感じています。

その中で、今回目に止まったのが、小学校で、所属団体と書いてありますが、祖父母の会とか地域住民代表とか元PTAといった、幅広い方が関わってくださっているのだなと思いました。

それと中学校は、今回先生方の参加が1名ずつくらい増えている学校が結構あって、これも学校運営上、または地域との関係上必要ということで、こういうメンバー構成になっているのだと思いますが、多くの方の協力を得ることで、学校の特色づくりが進んでいるなど感じています。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、この学校運営協議会について先程課長からこの協議会の目的が、学校運営、及び学校運営に必要な支援に関して協議する機関であるというお話がありました。そのことも年数回の会議で実行されていると思うのですが、実はある学校でお話を聞きまして、学校運営協議会とPTAが、給食の試食会、いわゆる学校運営協議会をやることと、PTA主催による給食試食会を開催されたそうです。

学校運営協議会の方では、学校が取り組んでいる食育について、学校保健委員会の子どもたちの

話や、栄養教諭さんの話を聞いている、PTAでは試食会をやられて、その後一緒に熟議をされたそうです。

それでその熟議の内容というのが、いわゆる朝食とか、好き嫌いとか、それから郷土料理とかそういうテーマについてお話をされたのですが、その活動を通して、いわゆる学校での指導と、それから保護者としての取組、その相乗効果が出ているという話を、その校長先生がまとめておられました。

つまり、学校運営協議会は学校運営について話すけれど、保護者や地域の方と相乗効果によって、同じような目的に向かって進んでいくことができたらいいいですねという話を、校長先生がまとめておられたのですね。

だから今、学校運営協議会、コミュニティ・スクールということで盛んになって一生懸命やっておられますが、このように目的を共用して、お互いの取組が同じ方向を向いて、先程言いました相乗効果で進んでいくというのはとても素敵なことだなと思ひまして、ひょっとしたら周南市でもそういうことをやってらっしゃるのではないかと思うのですが、一応学校運営協議会の進め方でもこういうやり方もあるのだなと思ったので、そのような協議会になったらいいなということで紹介しました。

教育長

学校教育課からは何かコメントがありますか。

学校教育課長

ありがとうございます。今ご紹介いただいたように、各学校で運営協議会が始まって、数年経っておりますので、ただ集まって話すだけではなくて、色々な形で取り組みを各校で工夫して進めていると聞いております。

ぜひ何かの機会に今のお話や事例も紹介させていただきながら、また、皆様に紹介できる良い事案が出てきたら紹介させていただければと思います。

ありがとうございました。

教育長

そのほかよろしいですか。

岡寺委員

今のお話を色々聞いた上でですけど、前回から10名くらい減っているのかなと、記録を見たらそうだったのですが、少しずつ入れ替わりもあるのかなと感じているのですが、私も学校運営協議会の会長をやらせていただいて、8年くらい経ちました。

その中で、人が増えたのはありがたいというか、正直なところいろんな方が関わるというのはいいなと思っているのですけども、反面、形骸化しているなというのも正直感じています。

やはり、人をまとめていくという意味では、たくさんの方が来られたら、時間内に終わらせようとすると熟議もままならないというか、ある程度の状態で「ここで終わりです」と言って終わってしまう会議が続いたりします。

そのようなところも含めて、もう少し効率のいいやり方とか、先程松田委員が言われたようないろんな事例を参考に、結果を出しやすい取り組み方というの、広げていったらいいいのではないかなと思っています。

唯一その中で私は、集まれることがまず良かったということ、コロナの時もそうでしたけど、思っていたのですけど。ただ、次のステージにもう上がる時期ではないかなと正直思ひまして、

そのためにも、6日の日に地域連携担当者研修会というのを学び・交流プラザで開催されておりまして、参加させていただきました。

県も市もいろんな取組をされているのはよく分かりましたので、やはりこれを広く皆さんに告知というか広めていかなければいけないのではないかなと思いました。

コミスクが何か分からないという方もまだたくさんおられますので、学校運営協議会の活動内容も広げていかなければいけないなと思います。

色々な方法があると思いますが、まずホームページというのは、今はもうどの企業でも当たり前のように使われていますけども、学校もいつからかフォーマットを共通にされておられて、私も10年くらい前に小学校のPTA会長をやった時に、ホームページを作らなきゃいけないからどうしようなんてバタバタしていたことを思い出すのですが、その時もフォーマットが出来て共通化されたらいいのにと何となく思っていた記憶があります。

今はすっかりして、どこを見ても同じようなカテゴリーとして見られます。そうすると、どの学校がこんなことについて、何をやっているかが分かりやすくなっているので、コミスクも、ホームページを活用したりすれば、広く皆さんに周知出来ますし、学校運営協議会のメンバー自体も、他は何をされているのか確認ができます。

今までも、たまたま来たプリントなどで確認することはあるんですけど、自分が自主的に見に行くというアプローチが簡単にできないところがあるので、そういったところの検討を教育委員会で進めていただけたら、もっと有効なものになるんじゃないかなと感じております。ただ、仕事を増やしてはいけないので、無理のない範囲でお願いできればと思います。

それともう一つだけ、学校運営協議会があることで、先生方が仕事をしやすくなっているかどうかということを確認させていただきたいのですが。時々、取りまとめたり仕切ったりするのが大変じゃないかと思う時があります。そこは是非、簡略化できるところはしっかり簡略化していただいて、本当にためになっているのかという所も踏まえた上で、やっていただけたらいいなと感じています。

すみません、感想も含めて言ってしまいましたが、ホームページ作成の予定があるかくらいは聞いてもよろしいでしょうか。

学校教育課長

はい。ありがとうございます。取組の周知については大きな課題でございまして、教職員の中でもですね、情報共有には温度差がある、というのが正直なところでございます。

校内でもしっかりと周知を図っていくように、また、ホームページなどでもしっかりと情報発信をするようにと、校長会などでも働きかけてまいりたいと思っております。

また、簡略化できるところは簡略化も進めてまいりたいと思います。

岡寺委員

よろしくお願いいたします。

松田委員

一点よろしいでしょうか。今の話で、人の刷新というか、須々万中学校が、前回まで市民センターの所長さんと主事さんが中学校で運営協議会のメンバーになられていたのですね。

それで、随分人数が多くなっていたので、前回の時、そういう地域を巻き込んでのお話になるのですねという話をしたら、今回は所長さんが外れられて、主事さんは残られて、今度は沼城小学校にも市民センターの主事さんが入っておられる、小中連携で同じような体制をとられているという

のを見て、やっぱり学校がどういうものを求めているのか、地域がどういう視点で必要としているのか、ということによって構成メンバーは、適宜見直していくことも必要なのかなと思います。

すべての方に関わってもらえるのか、今この事についてということで、年次的に計画しながら行くか。

よくある、子どもたちの不登校とか、そういうことに対応するためには専門家、保健師さんに入ってもらったり、民生委員さんに入ってもらったりとか、どういう方向性でこの会を運営されていくか、そういう理由で時折見直しも必要かなと思っていました。

それと、周知のことなのですが、市も年に一回広報でこのページを作っておられて、やっぱりそういうのが手元にあると、見る方は見られると思うのですが、何よりも他所を見るときに、学校のホームページに学校運営協議会のページがあって、見ることができたり、学校の今日一日のお知らせの中で、学校運営協議会がありましたということを、絶えず情報発信されているような学校もあって、やっぱりそうなってくると身近になってくる。誰でもいつでも見られる。それでこんな活動をしているなというのも分かると思うので、ホームページの作り方などあると思うのですが、身近になるような工夫は、岡寺委員さんが言われたように必要かなと思います。

教育長

ありがとうございます。コメントはありますか。

学校教育課長

学校に働きかけをしていきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第12号を承認いたします。

3	周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
---	--------------------------------

教育長

続きまして、日程第3、報告第13号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

はい、報告第13号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

議案書の16ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

周南市立学校給食センター運営審議会は、周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、このたび、教職員の人事異動や、PTA役員の改選に伴い、審議会委員の解嘱及び委嘱を行うものでございます。

上段の表には、令和6年3月31日付で解嘱する11名の委員の一覧を、また、下段の表は、令和6年4月1日付で新たに委嘱をする11名の委員の一覧でございます。

なお、新たに委嘱された方の委嘱期間は、前任者の残期間となる令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

別紙で全体の委員一覧を添付させていただいておりますので、合わせてご確認ください。

教育長

それでは、御質問がございましたらお願いいたします。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第13号を承認いたします。

4	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	------------------------------

教育長

では続きまして、日程第4、報告第14号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい、報告第14号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」、説明いたします。議案書の18ページ、19ページをお願いいたします。

また、周南市大田原自然の家運営協議会委員名簿をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2号によるものでございます。

大田原自然の家運営協議会は、自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、周南市大田原自然の家条例第17条に基づき設置しているもので、7名の委員で構成されております。

このたびの解嘱及び委嘱は、周南市PTA連合会からの推薦による委員の交代によるもので、新任の委員の委嘱機関につきましては、前任者の残任期間である令和6年4月1日から令和7年6月30日までとしております。以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは、御質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

すみません。昨年も聞いていたら申し訳ないのですが、この大田原自然の家の運営協議会とはどのような内容の協議をされるもののでしょうか。

生涯学習課長

はい、協議の内容につきましては大田原自然の家で実施しております事業についてであったり、利用状況等の報告であったり、どのような事業を行うかについて報告し、御意見をいただくような内容となります。

また、現在は移転が決定して動いておりますので、それについてもご意見をいただいております。

岡寺委員

わかりました。

教育長

他にございますか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第14号を承認いたします。

5	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第5、報告第15号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

報告第15号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2号の規定に基づき、報告するものです。

議案書は20ページから24ページです。

今回の補正予算につきましては、令和5年度に遺贈寄付のありました5千万円を財源に、図書館サービスの充実を図るための環境整備を実施する計画としておりましたが、内容を精査することで、一部予算の組み換えを行うとともに、移動図書館車の購入について、当初想定していた以上に納期を要することが判明したため、令和7年度までの債務負担行為を設定するものです。

議案書の22ページをお願いします。「教育費」「社会教育費」「図書館費」「図書館管理運営費」100万円の減額につきましては、寄付財源による事業内容の精査、見直しを行ったことにより、備品購入費を減額するものです。また、「移動図書館運営事業費」2千678万1千円の減額につきましては、購入予定の移動図書館車の納品に、当初の見込みより長期間を要することが判明し、今年度中の納品が見込めないこととなったため、債務負担行為を設定し、これに係る令和6年度の予算を減額するものです。

なお、債務負担行為補正につきましては、議案書23ページのとおり、移動図書館車購入について、当初予算額2千670万2千円に加え、昨今の物価高騰等の影響により、移動図書館車の購入費が当初の想定より高額となることが判明したため、館内の備品購入費の100万円の減額分を車両の購入費に組み替え、あわせて2千770万2千円を、令和7年度までの2か年で設定し、令和6年度中に契約、令和7年度に納品の予定としております。

歳入予算につきましては、所用の財源補正を行っております。なお、今回の補正予算に係る財源は、すべてふるさと周南応援基金繰入金によるもので、令和7年度に移動図書館の購入費として、執行することとしております。以上報告いたします。

教育長

それでは、この件について何か御質問がございますか。

片山委員

移動図書館の購入ということですが、購入前の現在使用している移動図書館の車両については、何年くらい使用されているのでしょうか。

中央図書館長

現在の車両は13年使用しております。この交換により、約15年の事業が終わったという形になろうかと思います。

教育長

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

吉本委員

金額は、車両台で2千7百万円ということでしょうか。

中央図書館長

はい。

吉本委員

これは1台ということでしょうか。

中央図書館長

はい、1台です。

吉本委員

すみません。割と高額なので、どういった車両かということを詳しく教えていただければと思います。

中央図書館長

はい、いわゆる3.5トントラックを改造いたしまして、トラックですので、書架からすべてを付けるという形になります。そちらの改造にかなり費用と期間がかかるという形になります。

ですので、外見は今使っている車と変わらないようなものを想定しておりますけども、やっぱり費用がかかってくるという形になります。

吉本委員

はい。3.5トンぐらいの車両の金額は大体想定できていますけれども、高額なので、特殊な設備があるのかなと思ひまして、お尋ねしたところです。

中央図書館長

やはり書架があるのと、それにかかって例えばテントを張ったりおろしたりする機能がありますし、元々トラックだったものが建物のような形になりますと、剛性もかなり必要になってくるということです。

吉本委員

今は物価も高騰しているので金額も変わってきているのかなと思いました。

中央図書館長

材料費で価格が上がっているということは耳にしております。

吉本委員

ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

すみません。ちょっと厳しいことを言うようですけど、やはり、今年度の予定でしたよね。それで、長期間工期がかかって、高騰してというのは最近よく聞く言葉なのですが、もう7年度には確実に手に入るというか、納車が出来るという見通しはあるのですか。

中央図書館長

当初見込んでおったのが8か月という納期であったのですが、やはり社会情勢とかそういう事情で納期が延びると。それで現在お話を聞いたのが11か月かかると聞いておりますので、今年度から取り掛かって、間違いなく7年度には納車できるというお話になっております。

松田委員

やはり、社会情勢上、そういうことは想定できるような段階もあるのではないかと。今回このことではないのですが、何かあるたびに、工期は延びます、物価が高騰しています、と、これで予算を見ていくと、何回もこういう話が出てくるとなるとですね、やはりこれから先どうなるんだろうという思いも持ってしまうので、このあたりはきちんと詰めていくということも必要かなと思います。すみません、ちょっと厳しめに言ってしまいましたけど。

あと、今使ってらっしゃる車は廃車になるのですか。

中央図書館長

基本的に廃車という形になります。

松田委員

では、1台でこれまでの行程で回していくということでしょうか。

中央図書館長

そうです。入れ替えという形になりますので、新しい車が入ったらそれに入れ替えると。それと、もう一台軽車両がございますので、大津島はそちらの車両で対応しております。

なので、基本的には2台体制という形になっております。

松田委員

前日も、図書館の活用について、いろんなところで皆さんが使いやすいようにと工夫をされていることは分かっているのですが、やはり、このやまびこ号のニーズはとても大きくて、例えば学校でも、学校図書館はあるけれど市の図書館というのはあまり縁がない子どもたちにとって、このやまびこ号は時々出会うと、やはり読書への興味関心も増えたり、地域のつながりの場になったりするのです。

まあ15年経てばもう劣化しているのかもしれませんが、高価なものなので、増やすということも難しいのだろうとは思いつつ、すっきりなくなるのも寂しいかなと思いました。

教育長

はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

片山委員

今見たのですが、自動車損害保険料は、これは車両保険ではなくて損害保険なのでしょうか。

中央図書館長

それは自賠責保険になります。

片山委員

では車両保険には加入されていないのでしょうか。

中央図書館長

車両保険は、市としての契約の方で対応という形になります。

片山委員

いや、車両が高額なので、万が一の時に保証がどうなるのかなと思ひまして。

中央図書館長

入れ替えの時には、そちらの保険に加入しなおすという形になります。

片山委員

わかりました。

教育長

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか？

(※異議なしの声)

では、今の物価高騰その他の諸事情で納期が遅れるとかありましたけども、図書館車両に限らずですね、他の関係各課の業務の中においてもそのあたりのことをしっかり考えた上で、対応をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第15号を承認いたします。

6	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続きまして、日程第5、議案第17号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい、失礼いたします。議案書25ページをお願いします。

議案第17号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の議案について説明いたします。

25ページに提案理由をお示ししておりますけれども、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関して、必要な事項を定めております。

次に26ページ、27ページをお願いいたします。

昨年度に続き、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱において、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するために、小学校の新入学児童生徒学用品費等を増額する改正が行われました。

よって、国の交付要綱に基づく単価改正に伴い、本市就学援助につきましても、その改正の趣旨に則った援助が行えるよう、支給単価の改正を行うものです。以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは、御質問がございましたらお願いいたします。

松田委員

いいですか。国の交付要綱に則ったということで、説明をいただいたんですが、基本的に小学校1年生が対象になった理由と、国の中での説明があれば教えてください。

学校教育課長

すみません。国の説明につきましては手元に十分資料を整えておりません。また改めて確認させていただきます。

松田委員

はい、中学校が昨年でしたかね、ちょっと覚えていないのですが。やはり中学校と小学校が分かれて交付されるいうのもちょっとよく分からない状況の中で、国の交付要綱が変わったということの内容なので、そこに理由があったり、この金額に対する説明も有ったりすると思うんですが、すみません、また情報があったら教えてください。

やはりこの就学援助というのは、大変大きな役目を果たすところがありますので。

最近、1年生入学時についてはランドセルの話とかちまたでも話題になっておりますし、保護者の方も思い悩むところがお有りかと思いますので、また教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

教育長

ではまた情報を整理して、お願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。それでは、議案第17号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和6年第5回 教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委 員 _____

吉 本 妙 子 委 員 _____